

独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号

平成16年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号。以下「法」という。）第12条第1項第3号の規定により行う業務の受託（以下「受託研究等」という。）について、その取扱いの方針を定め、もって、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(受託契約)

第2条 理事長は、機構以外の者から研究等について依頼があった場合には、当該研究等が法第3条に規定する機構の目的に沿ったものであるか検討の上、当該研究等を行うことが適当と判断された場合には、受託研究等の実施を決定するものとし、契約担当役は、理事長の承認に基づき当該研究等を委託する者（以下「委託者」という。）と当該研究等の受託に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の受託契約を締結しようとするときは、受託契約書において次の事項を定めるものとする。

- (1) 研究等の課題
- (2) 研究等の内容に関する事項
- (3) 研究等を実施する場所及び方法に関する事項
- (4) 研究等の期間及びその解除に関する事項
- (5) 受託に係る研究等の結果の報告に関する事項
- (6) 受託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- (7) 受託した研究等の結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- (8) その他必要な事項

(受託研究受入審査機関)

第3条 理事長は、機構以外の者と受託研究等を行わせるときは、機構内に設置する受入審査機関等の意見を聴くこととする。

(受託料の納付時期及び方法)

第4条 委託者は、受託契約の締結後、遅滞なく、当該契約に定める契約金額を納付するものとする。

2 前項の契約金額の納付は、原則として研究等の開始の前とし、納付の方法は、銀行振

り込みによることを原則とする。

- 3 第1項の規定は、受託契約の変更により第1項の契約金額が増加した場合における当該増加額について準用する。
- 4 機構は、受託契約の変更により第1項の契約金額が減少した場合には、当該減少額を委託者に返還するものとする。

(研究等の中止)

第5条 理事長は、機構の業務に支障があるため又は天災その他やむを得ない事由があるため、受託研究等の継続が困難となったときは、委託者と協議の上、当該受託研究等を中止することができる。

(特許権等の帰属)

- 第6条** 受託研究等の結果、機構の役員又は教職員（以下「教職員等」という。）が発明を行ったときは、その発明に係わる特許を受ける権利は当該教職員等が取得するものとし、当該権利又はそれに基づく特許権は、機構が承継するものとする。
- 2 機構は、当該受託研究等の実施に対する委託者の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、前項により機構に承継された特許を受ける権利又はそれに基づく特許権を委託者と共有することができる。

(優先実施権等)

- 第7条** 理事長は、前条第1項の規定により理事長が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「機構に承継された特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、委託者又は委託者の指定する者との間で締結する機構に承継された特許権等の実施の許諾に関する契約の日から10年を越えない範囲内において優先的に実施させる（以下「優先実施権」という。）ことができる。ただし、その実施に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又はその実施による商品化に長期間を要する場合であって、当該優先の実施の期間を延長することが特に必要であると認められる場合は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化に要する期間について、3年間を限度として優先の実施の期間を延長することができる。
- 2 理事長は、前条第2項の規定により委託者と共有した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、委託者の指定する者に限り、委託者の指定する者との間で締結する当該共有に係る特許権等の実施の許諾に関する契約の日から10年を越えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、その実施に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又はその実施による商品化に長期間を要する場合であって、当該優先の実施の期間を延長することが特に必要であると認められる場合は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化に要する期間について、3年間を限度として優先の実施の期間を延長することができる。

- 3 理事長は、前条第1項の規定により機構に承継された特許を受ける権利に基づく特許権又は機構が承継した特許権については、受託契約の定めるところにより、一定期間は、委託者又はその指定する者に限り専用実施権を設定することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第8条 理事長は、委託者又は委託者の指定する者が、機構に承継された特許権等を前条に定める優先的実施の期間(以下「優先実施期間」という。)の第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

- 2 前項の規定は、委託者の指定する者が共有に係る特許権を優先実施期間の第2年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 理事長は、前条第1項の規定により委託者又は委託者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても、第三者に対し当該機構に承継された特許権等の実施を許諾することができる。

4 理事長は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該機構に承継された特許権等の実施を許諾することができる。

5 理事長は、第2項及び第4項の規定により第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該権利の実施を許諾することができる。ただし、理事長は、第三者に対し実施を許諾したときは、その旨を委託者に通知するものとする。

(規定の準用)

第9条 第7条及び前条の規定は、受託研究等に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利、意匠権及び著作権等について準用する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、受託研究等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。